

【賞与】 社会保険料の計算方法(本人負担分)

★健康保険、厚生年金の計算方法(本人負担分)

(平成29年9月1日以降に支給する賞与から適用)

健康保険

介護保険“非”該当者＝40歳未満、又は65歳以上の方

「賞与支給額(千円未満の端数切捨、年度累計の上限573万円)」× **49.65** ÷ 1000(端数は5捨6入)

※【神奈川】以外の協会けんぽ・健康保険組合は、この料率と異なります

介護保険該当者＝40歳～64歳の方(健康保険＋介護保険)

「賞与支給額(千円未満の端数切捨、年度累計の上限573万円)」× **57.90** ÷ 1000(端数は5捨6入)

※【神奈川】以外の協会けんぽ・健康保険組合は、この料率と異なります

↑
健康保険料率＋介護保険料率＝49.65+8.25

厚生年金

～70歳未満の方

「賞与支給額(千円未満の端数切捨、1ヵ月あたりの上限150万円)」× **91.50** ÷ 1000(端数は5捨6入)

★雇用保険の計算方法(本人負担分)

(平成29年4月1日以降の縮日給与、賞与から適用)

雇用保険

「給与総支給額」又は「賞与総支給額」× **3.00** ÷ 1000 (端数は5捨6入)

※建設等の特掲事業は **4.00** ÷ 1000 (端数は5捨6入)

～ 計算例 ～ 賞与額 333333円 を支給するとき

例:38歳の人(介護保険“非”該当者＝40歳未満、又は65歳以上)

健康保険 333000(千円未満の端数切捨) × 49.65 ÷ 1000 = 16533 (最終端数は5捨6入)

厚生年金 333000(千円未満の端数切捨) × 91.5 ÷ 1000 = 30469 (最終端数は5捨6入)

雇用保険 333333(端数切捨無し) × 3 ÷ 1000 = 1000 (最終端数は5捨6入)

→建設等の特掲事業は = 333333(端数切捨無し) × 4 ÷ 1000 = 1333 (最終端数は5捨6入)

例:59歳の人(介護保険該当者＝40歳～64歳)

健保＋介護 333000(千円未満の端数切捨) × 57.9 ÷ 1000 = 19281 (最終端数は5捨6入)

厚生年金 333000(千円未満の端数切捨) × 91.5 ÷ 1000 = 30469 (最終端数は5捨6入)

雇用保険 333333(端数切捨無し) × 3 ÷ 1000 = 1000 (最終端数は5捨6入)

→建設等の特掲事業は = 333333(端数切捨無し) × 4 ÷ 1000 = 1333 (最終端数は5捨6入)